

# 立ち乗り電動スクーターの 交通ルールの在り方等について

令和2年9月8日(火) 第2回 警察庁説明資料

# **目** 次

1 電動キックボードに関する新事業特例について 2頁~

2 国内外における立ち乗り電動スクーターの交通ルール 5 頁~

# 産業競争力強化法に基づく新事業活動計画①

#### 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

- 3. 投資等分野
- (4) 多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて
  - a 現在「原動機付自転車」と分類されている、いわゆる電動キックボードに関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、令和元年度に実施した規制のサンドボックス制度に基づく実証実験や国際的な動向等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行う。

さらに、新事業の結果を踏まえ、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。特に、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づく運転者の要件等の特例措置について、令和3年前半目途に結論を得る。



産業競争力強化法の規定に基づき、事業者から経済産業大臣に、いわゆる「電動キックボード」の普通自転車専用通行帯における通行等について要望書が提出され、同大臣から新たな規制の特例措置の整備の要請。

これを受け、特例措置を定める共同命令等のパブリックコメントを実施している。

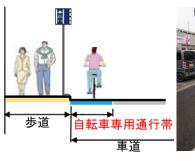
# 産業競争力強化法に基づく新事業活動計画②

#### 特例措置の概要

- (1) 新事業活動を実施する区域においては、貸し渡されている、いわゆる「電動キックボード」(原動機付自転車)が普通自転車専用通行帯を通行することができるよう、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の適用に関する新たな特例措置を講ずる。
- (2) 特例措置の対象となる原動機付自転車の基準については、 国家公安委員会告示において、 車体の大きさ(長さ140センチメートル等)、重量(40キログラム以下)及び構造(最高速度20キロメートル毎時未満等)の基準を定めることとする。

#### 車道(普通自転車専用通行帯・自転車道)

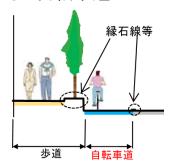
〇 普通自転車専用通行帯





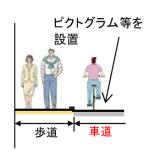
⇒ 特例措置の対象

〇 自転車道





〇 車道混在





自転車道は特例措置の対象ではなく、車道(の第一通行帯)を通行しなければならない

※車道混在のピクトグラム 等は、自転車の走行位置 を教示するもの

# 産業競争力強化法に基づく新事業活動計画③

#### 新事業活動計画の見通し

規制の特例措置を受けた上で、下記の車両・地域・期間で新事業活動を 実施予定

#### 【使用する車両】

EXx社

mobby ride 社

LUUP 社







最高速度:20km/h未満 最高速度:20km/h未満

長さ:109cm 長さ:130cm 幅:62cm 幅:70cm 高さ:130cm 高さ:135cm 重さ:15kg 重さ:30kg 最高速度:20km/h未満 長さ:106cm

幅:45cm 高さ:125cm 重さ:15kg

#### 【実施地域】

EXx社

mobby ride 社

福岡県福岡市 等

LUUP 社 東京都新宿区

東京都世田谷区 神奈川県藤沢市 等

東京都千代田区 等

#### 【実施期間】(予定)

令和2年10月~令和3年3月末

# 新事業活動のスケジュール

令和2年 7月10日

規制の特例措置の要望書提出

/ /J 10 LI

(8月3日~9月1日 意見公募実施)

特例措置の制定手続

9月下旬

新事業活動計画の提出

(経済産業大臣へ)

新事業活動計画への同意

10月

新事業活動計画の認定

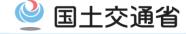
新事業活動を実施

令和3年 3月

# 国内における立ち乗り電動スクーターの交通ルール

				通行場所						
	車道 (第二車線等)	車道 (第一車線)	普通自転車 専用通行帯	自転車道	路側帯	歩道	歩車道の区別 のない道路	運転免許	ヘルメット	右折方法
自動車 (小型特殊自動車 を除く)	0	0	×	×	×	×	0	必要	必要 (二輪車)	小回り右折
小型特殊自動車	×	0	×	×	×	×	0	必要	不要	小回り右折
原動機付自転車	×	0	×	×	×	×	0	必要	必要	一部 二段階右折
軽車両 (普通自転車を除く)	×	0	0	△ (自転車等 は可)	<b>△</b> (徐行)	×	0	不要	不要 (一部努力義務)	二段階右折
普通自転車	×	0	0	0	<b>△</b> (徐行)	△ (一部の歩道 は可、徐行)	0	不要	不要 (一部努力義務)	二段階右折
歩行者 (歩行補助車・身体障害 者用の車椅子を含む)	×	×	×	×	0	0	0	不要	不要	_

# 道路運送車両の保安基準(原動機付自転車)について

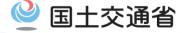


 立ち乗り電動スクーターは、その大きさ、構造から、道路運送車両法上、 <u>原動機付自転車</u>に分類され、公道での走行には道路運送車両の保安基準に 適合させる必要がある。

# 立ち乗り電動スクーターに必要な保安装置



# 自動車損害賠償保障制度の概要



# ■ 自動車損害賠償責任保険とは

・自動車の運行によって生じた**第三者への人身損害をてん補する強制保険**。 自損事故・物損事故は任意保険で対応。

#### (保険金の限度額)

死 亡:3,000万円 後遺障害:4,000万円~75万円 傷 害:120万円

・<u>収支が均衡するように保険料を設定</u>。保険料については、金融庁に設置されている 自動車損害賠償責任保険審議会の審議を経て決定。

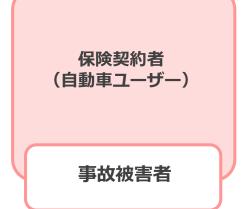
#### (保険料の例)

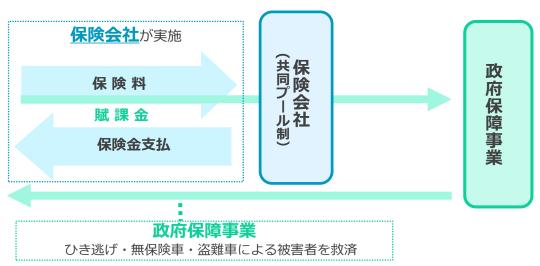
自家用乗用自動車 :21,550円 (2年) バス (営業用) :40,370円 (1年)

タクシー :102,200円 (1年) トラック(営業用普通) :30,530円 (1年)

原動機付自転車:7,060円(1年)※離島以外の地域(沖縄県を除く。)の場合

# | 自動車損害賠償保障制度の概要





# 立ち乗り電動スクーターの海外の規制(例)

	走行場所	ヘルメット	運転免許	年齢制限		
<b>米国</b> (カリフォルニア州)	自転車レーン 車道	18歳未満は 必要	必要	16歳以上		
英国	自転車レーン 車道	不要(推奨)	必要	16歳以上		
フランス ドイツ	自転車レーン 車道	不要(推奨)	不要	独:14歳以上 仏:12歳以上		
イタリア	自転車レーン 車道	18歳以下は 必要	不要	14歳以上		

※ 下記の国における規制については、更に詳細な調査を行う予定 米国(カリフォルニア州)、英国(イングランド)、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ、韓国

## 立ち乗り電動スクーターの海外の状況について

## 英国

#### 【走行場所】

- ・車道及び自転車レーンを走行可
- ・歩道の走行は禁止

#### 【制限速度】

時速約25km/h(上限)

※ 地域による

【ヘルメット着用義務の有無】 不要(推奨)

【運転免許の要否】 必要

### 【近年の動向】

これまで公道走行が禁止されていた

- → 令和2年7月からレンタル電動スクーターの試験 的な運用が英国全土で解禁
- → 地方自治体等が許可した事業者からレンタルした電動スクーターのみ、上記規制を遵守した上で、その自治体内の公道にて走行可能に

### イタリア(ローマ市)

#### 【走行場所】

車道と自転車専用道を走行可能

#### 【制限速度】

•時速25km/h

### 【ヘルメット着用の要否】 18歳以下は必要(全ての年齢層に対して推奨)

### 【運転免許の要否】

不要(年齢制限:14歳以上)

#### 【近年の動向】

令和2年3月9日、立ち乗り電動スクーターの新たな交通ルールを定める内容の通達を発出

- → ・ 一定の場合には、自転車と法的に同一扱い
  - ・ 公道走行のためには、電動モーター定格出 力が500ワット以下である等の規定の遵守が 必要



# 立ち乗り電動スクーターの 交通ルールの在り方等について

令和2年9月8日(火) 第2回 警察庁説明資料 別冊

# 規制の特例措置に基づく立ち乗り電動スクーターの交通ルール

				通行場所						
	車道 (第二車線等)	車道 (第一車線)	普通自転車 専用通行帯	自転車道	路側帯	歩道	歩車道の区別 のない道路	連転免許	ヘルメット	右折方法
自動車 (小型特殊自動車 を除く)	0	0	×	×	×	×	0	必要	必要 (二輪車)	小回り右折
小型特殊自動車	×	0	×	×	×	× O		必要	不要	小回り右折
原動機付自転車	×	0	×	×	×	×	0	必要	必要	一部 二段階右折
今回の特例措置	×	0	0	×	×	×	0	必要	必要	一部 二段階右折
軽車両 (普通自転車を除く)	×	0	0	△ (自転車等 は可)	<b>△</b> (徐行)	×	0	不要	不要 (一部努力義務)	二段階右折
普通自転車	×	0	0	0	△ △ (一部の歩道 (徐行) は可、徐行)		0	不要	不要 (一部努力義務)	二段階右折
歩行者 (歩行補助車・身体障害 者用の車椅子を含む)	×	×	×	×	0	0	0	不要	不要	_

# 立ち乗り電動スクーターに係る主な論点

### (1) 通行場所・通行方法の在り方

- 普通自転車専用通行帯・自転車道の通行の可否
- ・ 歩道・路側帯の通行の可否
- 二段階右折の義務付けの要否 (常に行う、一定の場合にのみ行う、行わない)

### (2) 運転者の適格性担保の在り方

- ・ 運転免許の要否
- 必要としない場合、年齢制限の要否

#### (3) 事故防止・被害軽減のための安全確保措置の在り方

- ・ 運転者のヘルメット着用義務の要否 必要とする場合、ヘルメット着用義務の性質 (義務・罰則あり、義務・罰則なし、努力義務)
- ・ 通行場所に応じた大きさ・速度の上限

#### 立ち乗り電動スクーターの例



最高速度: 20km/h未満

長さ: 109cm 幅: 62cm 高さ: 130cm

重さ:15kg



最高速度: 20km/h未満

長さ: 106cm 幅: 43cm 高さ: 110cm

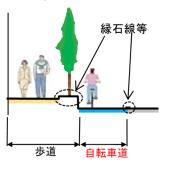
# 車道(普通自転車専用通行帯・自転車道)

#### 〇 普通自転車専用通行帯



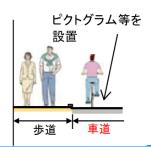


#### 〇 自転車道





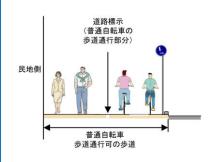
#### 〇 車道混在





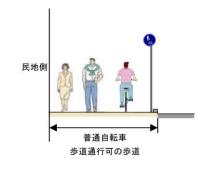
## 歩道(普通自転車通行指定部分)・路側帯

#### 〇 普通自転車指定通行部分がある歩道



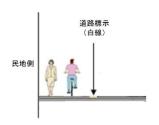


#### 〇 普通自転車通行可の歩道





#### 〇 路側帯





# (2)運転者の適格性担保の在り方①

#### 原付免許制度の概要

	学科試験	技能試験	原付講習(※3)
原付免許(※1)	0	×	0
普通免許(※2)	0	0	×

- ※1 原付免許は16歳以上で取得可能
- ※2 普通免許等を保有していれば原付の運転が可能 約8,000万人が原付を運転できる免許を有する
- ※3 原付免許を受けようとする者は、3時間の原付講習(実技訓練を含む)を受講 原付講習の講習細目:ヘルメットの着用方法、スタンドのたて方とおろし方、 8の字走行、カーブ走行、法規走行(二段階右折等) 等

# (2)運転者の適格性担保の在り方②

#### 公道外実証実験の実施

#### 【概要】

運転者の適格性の担保の在り方(運転免許の要否等)を検討するため、立ち乗り電動スクーターの運転者の運転行動の検証を行うもの

#### 【実験時期】

令和2年11月~1月【P】

#### 【被験者】

立ち乗り電動スクーターに乗ったことがない者で、

- ・ 原付免許又は普通自動車免許等を受けているもの(50名以上)
- 運転免許を受けていないもの(50名以上)

#### 【実験場所】

自動車教習所又は都道府県警察本部運転免許センター

#### 【実験方法】

被験者に立ち乗り電動スクーターでテストコースを走行させた上で、教習指導員により被験者の 運転行動を記録・採点

→ 評価結果を比較し、立ち乗り電動スクーターの運転者の運転行動を検証

# (3)事故防止・被害軽減のための安全確保措置の在り方

### 事業者からの要望

シェアリング事業を念頭に置くと、大半の利用希望者がヘルメットをかぶりたくないと考えている中で、ヘルメット着用が法律上の義務とされると、事業普及の障害となる

#### ヘルメット着用義務に関する規定の変遷

		自動二輪車		原動機付自転車	自転車
	高速道路等	高速道路等 最高速度40km/h 最高速 以上の道路 未満		一般道路	児童・ 幼児
昭和35年 (法制定)	×	×	×	×	×
昭和40年法改正 (昭和40年9月1日施行)	0	×	×	×	×
昭和47年法改正 (昭和47年10月1日施行)	0	0	×	×	×
昭和50年政令改正 (昭和50年7月1日施行)	•	•	×	×	×
昭和53年法改正 (昭和53年12月1日施行)	•	•	0	Δ	×
昭和60年法·政令改正 (昭和61年7月5日施行)	•	•	•	•	×
平成19年法改正 (平成20年6月1日施行)	•	•	•	•	Δ

- × 規定なし
- △ 努力義務
- 〇 義務
- 基礎点数付加

#### 検討事項

# ヘルメット着用状況別致死率 (平成22年~令和元年計)

	原付自転車	<b>重乗車中</b>		自転車乗用中				
	着用	非着用 全体		着用	非着用	全体		
計	0.58	2.34	0.60	0.21	0.53	0.50		

※ 第1当事者・第2当事者の計

ヘルメットの着用が義務付けられている原動機付自転車にヘルメットを着用して乗車していた場合と、ヘルメットの着用が努力義務にとどまる自転車にヘルメットを着用しないで乗車していた場合とでは、致死率に大きな差はなく、同程度の安全性であると言える。

# 原付自転車乗車中(ヘルメット着用)の致死率 (平成22年~令和元年計、第1当事者・第2当事者の計)

	停止 中	1	1	•	40km/ h以下	l '	1	60km/ h超過	計
原付	0.18	0.47	0.48	0.50	0.80	2.56	9.07	10.94	0.58

※ 第1当事者・第2当事者の計

#### 概要

新たなモビリティに対する社会的理解を把握し、今後の施策の検討に活用するもの。

#### 内容

#### 【実施方法】

- (1) 運転免許試験場に来場した一般ドライバーに対する調査(1,500人程度)
- (2) ネットリサーチ(非ドライバーを対象、500人程度)

#### 【調査項目】

立ち乗り電動スクーター、搭乗型移動支援ロボット、自動走行ロボットについて、

- 認知の有無
- ・ 歩道通行の可否とその理由
- ・ 運転免許の要否
- ヘルメット着用義務の要否

- 〇 第3回検討会については<u>10月22日</u>に開催予定
- 新たなモビリティとして、<u>搭乗型移動支援ロボット</u>を取り上げる予定
- 検討会の内容の概要は以下のとおり
  - 搭乗型移動支援ロボット関連事業者(トヨタ、セグウェイ)、

電動車椅子関連事業者(ZMP、アイシン精機)、

地方自治体からのヒアリング

搭乗型移動支援ロボットに関する論点の検討

# 「新たなモビリティ」に関するアンケート

# <u>ご協力のお願い</u>

警察庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」は、新たなモビリティや既存の交通ルール等の在り方について検討を進めています。

その検討の参考とするため、以下のアンケート にご協力をお願いします。

### このアンケートについて

- ○アンケートへの名前などのご記入は不要です。
- ○アンケートの結果は「新たなモビリティ」に関する施策の検討目 的以外で使用することはありません。
- ○ご回答頂いた内容は統計的に処理し、個人が特定できる形で公表 することはありません。

# ご回答にあたってのお願い

- 当てはまる選択肢の に「✓」をご記入頂き、【 】の 部分は直接ご記入下さい。
- 2. ご回答後はアンケートをお近くの職員にお渡しください。

1 あな 【_	たの年齢はおいくつですか。 】歳
2 あな	たの性別をお教えください。
	男性
	女性
	答えたくない
3 あな 【	たがお住まいの都道府県をお教えください。 】
	たが普段運転されているのはどのような車ですか。当て もの <u>全て</u> に√をつけてください。
	四輪の自動車
	二輪の自動車
	原動機付自転車
4	自転車
5	運転していない
,— ·_	4で① (四輪の自動車) を選んだ方にお尋ねします。最 ↑月の間、どのくらいのペースで四輪の自動車を運転し ミすか。当てはまるもの <u>1つ</u> に√をつけてください。
	まぼ毎日
	週に3~4日
	週に1回
4	1 か月に1回
<u></u> 5	運転していない

あなた自身についてお尋ねします。

1

. —	か月の間、どのくらいのペースで二輪の自動車を運転しますか。当てはまるもの <u>1つ</u> に√をつけてください。
	ほぼ毎日
2	週に3~4日
	週に1回
4	1 か月に1回
<u>5</u>	運転していない
	4で③(原動機付自転車)を選んだ方にお尋ねします。 1か月の間、どのくらいのペースで原動機付自転車を運 ていますか。当てはまるもの <u>1つ</u> に√をつけてください。
2	週に3~4日
	週に1回
4	1 か月に1回
5	運転していない
	4で④(自転車)を選んだ方にお尋ねします。最近1か間、どのくらいのペースで自転車を運転していますか。 はまるもの <u>1つ</u> に√をつけてください。
	ほぼ毎日
	週に3~4日
	週に1回
	1 か月に1回
5	運転していない

5-2 4で②(二輪の自動車)を選んだ方にお尋ねします。最

# 2 新たなモビリティについて、あなたのお考えをお尋ねします。

1 次のモビリティについて知っていますか。知っているもの全 てに√をつけてください。

<u></u>		
	自動走行ロボット	<b>*</b>
	①の例	1
	概ね6km/h以下	
2	搭乗型移動支援ロボット ②の例 概ね6km	/h以下
	立ち乗り電動スクーター	*
	立の米り电場へクェク・	Y
	(いわゆる「電動キックボード」。以下同	可じ。)
4	無回答(分からない、該当がない等)	③の例
		制限速度 20km/h 未満

※ 現在、道路交通法上、原則として、歩行者は歩道を、車両は車道を通行しなければなりません。ただし、・身体障害者用の車椅子・ベビーカーやショッピングカート・二輪車や自転車を押して歩いている人などは、歩行者と同様に歩道を通行することができます。また、自転車は、・自転車の歩道通行が認められている歩道を通行するとき・13歳未満の子供、70歳以上の高齢者が運転するときなどには、歩道を通行することができます。
2 1の①にある自動走行ロボットは歩道(※)を通行してもよ
いと思いますか。
□① よいと思う ⇒ 3へ進んでください。
□② よいと思わない ⇒4へ進んでください。
3 2で①(よいと思う)を選んだ方にお尋ねします。その理由 として当てはまるもの全てに√をつけてください。
□① 歩道を通行できたほうが便利だと思うから。
<u></u>  ② 歩道を通行しても安全だと思うから。
③ 車道を通行するのは危険だと思うから。
① 4 その他 ( )
4 2で②(よいと思わない)を選んだ方にお尋ねします。その 理由として当てはまるもの全てに√をつけてください。
□① 歩道を通行する必要がないと思うから。
□② 歩道を通行するのは危険だと思うから。
□③ その他 (

5	1	の	215	ある	搭乗	₹型₹	多動	支护	爰口	ボッ	ソト	-15	步	道	(X)	, 7	を通	i行l	ر ر
	ても	ょ	いと	思い	ます	<sup>-</sup> か。	)												_
		)	よい	と思	う	$\Rightarrow$	6	へ近	進ん	でく	くだ	ごさ		)					
		)	よい	と思	わな	:11	$\Rightarrow$	7 ~	_進	んて	<b>でく</b>	くた	ざさ	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	_				
_											_			_					_
6			1 (													ز	その	)理E	Ξ
Γ̈			当て																7
			歩道										-	<b>か</b> ら	<b>)</b> 。				
		)	歩道	を通	行し	ても	も安	全力	ごと	思う	うカ	17 E	0 0						
	3	)	車道	を通	行す	-30	のは	危险	食だ	と思	ひこ	うカ	ら。	)					
	4	)	その	他(						)									
-	_	_	~ /			·	~	·		- 1.8	` _L_	• -	• . =	<b>-</b> .		•	T _	<b>-</b> - ,	,
7			2 (			-	_							_				そり	)
Гг			して												<u> </u>	し <sup>、</sup>	0		
			歩道																
			歩道		,	<b>う</b>	りに	厄隆	<b>ダ7こ</b>	とた 、	い、	つ カ	りつ。	)					
		1	その	他(						)									
8	1	$\mathcal{L}$	315	セス	++ t	垂(	山重	新力	7 <i>/</i> 7	<u></u> _ た		-1-	⊦± <u>;</u> ;	岩	/ <b>/</b> /\		た。浮	〜	
	_		。 いと	_			. –	,到ノ	ヘン	<u> </u>	<b>×</b> -	lo	卜少,	旦	( / /	•	飞地	ינוּ!	_
			よい						生ん	でく	· 1	ジナ	いい						
			よい								•			,					
L			<u>~ ч</u>	<u></u>	42.0	· v		10	`\_	-/-				<b>v</b> (					
9	8	で	1) (	よい	と思	う)	を す	巽ん	ゖだ	方に	お	'尋	ねし	<i>.</i> ま	古。		その	理E	白
•	_		当て	_	_		_							_			_		
		)	歩道	<del>を</del> 通	行で	ぎきか	とほ	うた	が便	利だ	اخ کے	1 思	まうれ	カンド	, ) <sub>0</sub>				_
		)	歩道	を通	行し	ても	も安	全力	ぎと	思う	うカ	175	) <sub>0</sub>						
		)	車道	を通	行す	-るの	のは	危险	食だ	と思	引き	うカ	ら。	)					
		)	その	他(						)									

10 87	で②(よいと思わない)を選んだ方にお尋ねします。その
理由と	として当てはまるもの全てに✓をつけてください。
	歩道を通行する必要がないと思うから。
2	歩道を通行するのは危険だと思うから。
	その他 ( )
•	Dモビリティについて、運転免許がなくとも運転してもよ
いと考	きえるもの <u>全て</u> に√をつけてください。
	搭乗型移動支援ロボット
2	立ち乗り電動スクーター
	無回答 (分からない、該当がない等)
,	Dモビリティについて、ヘルメットを着用していなくとも
<u>運転し</u>	、てもよいと考えるもの <u>全て</u> に√をつけてください。
	搭乗型移動支援ロボット
2	立ち乗り電動スクーター
	無回答 (分からない、該当がない等)
1.171	

以上で終了です。ありがとうございました。